



平成27年5月8日

各位

会社名 虹 技 株 式 会 社  
代表者名 取締役社長 堀田 一之  
(コード番号 5603 東証第1部)  
問合せ先 取締役経理部長 谷岡 宗  
(TEL 079-236-3221)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第110回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第28条第1項および第37条第1項)。

また、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第28条第2項および第37条第2項)。

なお、定款第28条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以上

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第27条 (現行通り)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第28条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第29条～第36条 (現行通り)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第36条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第40条 (現行通り)</p>